

## 燃料サーチャージに関するQ&A

### 〔制度・基本設定関係〕

Q 1. 基準となる軽油価格を下回った場合はどうなりますか？

A. 基準となる軽油価格を下回った場合には、サーチャージは原則廃止されます。  
このため、下回った場合を想定して、廃止条件を設定することができます。

Q 2. 基準となる軽油価格を下回った場合、サーチャージを廃止するのではなく、  
運賃を下げるという設定の方が、荷主の理解が得られやすいのではないでしょ  
うか？

一方で、サーチャージの設定が現行の基本運賃に影響(既存運賃を下げられる。)するのではないですか？

A. サーチャージは、現下の軽油高騰に対する措置であり、基準となる軽油価格を大幅に下回るような場合は、既存の運賃全体の見直し等検討が必要になります。

Q 3. 燃料サーチャージの価格帯の算出上の上昇額は、中間値でなければならない  
のですか？

A. トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドラインにおいては、1つの指標を示しています。実際に運送事業者が設定を行うにあたっては、荷主との協議が整えば、価格帯内の設定が可能ですが、中間値をとることが双方の意見が、比較的一致しやすいと考えられることから、ガイドライン上は中間値を例示しています。

Q 4. 下請事業者が収受する燃料サーチャージは、元請事業者が設定した燃料サー  
チャージ額ではないのですか？

A. 個々の下請事業者が設定したものによります。したがって、必ずしも元請事業者と同一である必要はありません。

Q 5. 片荷輸送の場合の空車キロの部分に対しても燃料サーチャージを設定できますか？

A. 運賃原価は、実キロでコスト回収できるように構成されていますが、燃料サーチャージの上昇額の設定等、その他諸条件については荷主と協議して決めることとなります。

Q 6. 特積の燃料サーチャージ設定の場合、ガイドラインと別のものを設定することが可能ですか？

A. トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドラインでは、典型的な設定例を示したものであり、各事業者が創意工夫を行い、別途、設定することは可能です。

#### 〔届出関係〕

Q 1. サーチャージの届出はいつまでにすればよいのですか。

A. 運賃料金の届出については、報告規則により、設定、変更後 30 日以内に届出することになっています。協会が作成して提出するのではなく、あくまで各事業者の判断で設定、届出することとなります。

Q 2. 燃料サーチャージを設定した場合、運賃料金の設定届が必要になりますが、荷主 1 社ごとの設定について、それぞれ届出が必要になりますか。あるいは何社以上、何割以上の契約について届出が必要になるのか基準といったものはありますか。

A. 運賃料金の設定については、報告規則により、基本的な運賃について設定・届出を行って、実際の運用は届出運賃を基本として設定しています。

サーチャージについても、必ずしも個々の荷主ごと全ての設定について、届出が必要となるとは考えておらず、ある程度基本となる代表的なサーチャージ設定を届出してもらえばよいと考えています。

Q 3. 行政書士が作成して、複数の事業者が同様な内容で提出してくることが予想されますが、その場合の扱いはどうなりますか。

A. あくまで事業者の判断で、そうしているのであれば支障ありません。

#### 〔調査、立入検査関係〕

Q 1. 燃料サーチャージの導入は義務ですか？

A. 本来、トラック運賃は、トラック事業者と荷主等とが協議をして決定されるものであり、サーチャージ導入は義務ではありませんが、貨物自動車運送事業法上の行政措置として、ガイドラインを発出しており、国交省としては導入を強く働きかけています。

#### 〔その他〕

Q 1. サーチャージ額に消費税はかかるのですか。

A. 燃料サーチャージは、運賃料金の一部であることから、消費税法等に基づき消費税が加算されることとなります。(免税対象となる取引は除く。)

Q 2. サーチャージ運賃の請求方法について教えてください。

A. サーチャージ運賃は、基本運賃とは別建ての運賃であるため、請求書上の表記は当然、基本運賃とは分けて表記するものと考えられます。

Q 3. 燃料サーチャージの届出に関する協会の関与について留意すべきことは？

A. 協会員がサーチャージ制を導入するよう強制したり、協会で導入を決議したりすることは、独占禁止法上問題となる恐れがあります。また、具体的な数字を提示することは、独占禁止法で特定の価格に誘導するものとして禁止されています。しかし、導入方法等を周知することまで、禁止するものではありません。

いずれにせよ、地方運輸局・支局がサーチャージ制の導入を政策として、推進することは問題ないので、トラック協会の会議に担当官が参加するよう取り計らいをお願いします。